

京都市告示第282号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和元年8月9日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人芙蓉会 さんこう じ整形外科	下京区西七条東八反田町33番地パデシオン京都七条1階	令和元年7月 1日
おぬき歯科	中京区壬生森前町10-8ヴィラ西院1階	令和元年7月 1日
御池歯科クリニック	中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル1階	令和元年7月 1日
いわくら駅前ゆう薬局	左京区岩倉忠在地町819番地1ドルフ・岩倉駅前医療モール1階	令和元年7月 1日
調剤薬局ツルハドラッグ伏見直違橋店	伏見区深草直違橋北1丁目460-1	令和元年8月 1日
訪問看護ステーション 夢 眠やましな	山科区勸修寺御所内町20-1	平成31年3月 16日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)